

福祉・介護の職場体験事業 の参加者を募集します！

かながわ福祉人材センターでは、求職者が福祉・介護分野での仕事の具体的なイメージを持つことにより、円滑に就労できるようにするため、「福祉・介護の職場体験事業」を、今年度は定員を拡大して実施しています。

【参加対象】 基本的には「当センターに登録している求職者」で、①一般求職者（福祉・介護分野の仕事未経験者等）か、②学生（今年度卒業予定者等。中高校生は除く）とし、連続三日間の本プログラムに、全日程参加できる方とします。

【体験例】 高齢者施設では、レクリエーションに参加したり、食事、外出などさまざまな生活場面での介護やリハビリなどについて学びます。児童養護施設では、子どもと過ごし、子どもの養育に関わります。

【定員】 六十名（※先着順。定員になり次第、締め切ります）

【体験期間・時間】 原則、連続三日間。一日の体験時間は日中の八時間程度。※施設の受け入れ状況等によって変わる場合があります

【受入施設】 高齢、障害、児童などの施設・事業所で、当センターに求人募集を出している施設・事業所等（求人数は、現在約四百七十件）の中から、参加者が選択

【参加費】 無料

【参加方法】 まずはお電話ください。参加希望される方は当センターにて、面談、簡単なオリエンテーションを行います。

【申込・問合せ】
かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816

★昨年度の体験者の声

（ ）は受入施設

○最初は「まだ何も勉強していないのに」と迷いもありましたが、実際に自分の目で現場を見ることができて良かった（老人保健施設）
○なかなか入ることのできない実際の現場で、安心して体験ができました（児童養護施設）
○日頃からやっていたことがないこと（他人の髪をとかすなど）が、体験できて良かった（ケアプラザ）

（福祉人材無料職業紹介担当）

障害者権利条約について学ぶ

去る八月三日、障害福祉施設・社会就労センター両協議会の共催により、障害者権利条約を学ぶ機会として、内閣府障がい者制度改革推進会議構成員である東京大学大学院特任准教授の長瀬修さんを招き研修会を開催しました。当日は、県内の障害福祉施設関係者百九名の参加がありました。

条約ができた経緯・背景、条約の内容と日本の課題、推進会議の焦点などを中心に、特に、一九八七年の障害者差別撤廃条約の提案から、二〇〇六年の障害者権利条約を国連総会が採択するまでの二十年間の歩みについて、ご自身の体験も含めお話しいただきました。

提案から採択まで長い年月が経っています。障害者自身が策定過程に参画するなど、権利に対する意識が高まったこと、条約の内容の充実（「合理的配慮」※の欠如が差別として認知されたこと）など時間をかけることで、プラス面もあったとのことでした。

条約の三十条までが本人の権利

を明文化した内容、残りの二十条は、条約が遂行されているか、確認や評価をしていく内容となっています。また、条約は従来の福祉分野と捉えられる範囲だけでなく、生活のあらゆる場面での変更や調整、合理的配慮を必要とした上で、わが国が批准に向けた準備を進め、特に司法、教育、労働等必要がある事など、多くの課題があることを示唆されました。

講義の中で述べた「私たち抜きで私たちに決めることを決めないで」という言葉について、今後の施設運営を行うにあたり、あらためて心に留めておきたい言葉である、と感想を述べる参加者がいるなど、当事者本位のサービスのあり方を考える様子が見られました。

（社会福祉施設・団体担当）



※合理的配慮…障害のある人がほかにない人と同じように生活し、働くことができるようにするための必要かつ適切な調整のこと